

市長決定  
令和2年12月24日

## 押印見直し基準

個人及び法人等が行う行政手続において、申請書等に求めている押印について、次の基準により見直しを実施し、原則として押印義務付けを廃止します。

### 1 押印が必要な手続

- (1) 法令及び府の条例等で押印が義務付けられているもの（契約書含む。）  
（国・府が義務付けを見直した際は、直ちに2又は3へ移行）
- (2) 不動産に関する手続など、厳格な文書の真正性が求められるもの
- (3) 請求書に該当するもの（法人からの請求書及び契約書・請書等に基づく請求書）

### 2 署名<sup>※1</sup>または記名押印<sup>※2</sup>が必要な手続（選択制）

- (1) 法令及び府の条例等で署名または記名押印が義務付けられているもの
- (2) 当事者の意思による手続であることの確認が必要なもの
- (3) 請求書に該当するもの（1(3)に該当する請求書は除く。）

### 3 署名も記名押印も必要ない手続

上記以外のもの

※1 署名とは、本人が自筆で氏名を記入すること。

※2 記名押印とは、自筆以外（PC、ゴム印等）の氏名記載に加え、押印すること。